

湖山池周辺農業振興対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、湖山池周辺農業振興対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、湖山池将来ビジョン（平成24年1月31日策定）に基づき、湖山池の塩分濃度を東郷池程度に引き上げることに伴い、水稻作営農を畑作営農等へ転換する湖山池周辺農業者（以下「農業者」という。）の取組等を支援することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1の第1欄に掲げる事業区分に応じ、同表第2欄に掲げる事業とする。

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付対象者は、前条第1項に該当するものにあっては補助対象事業を行う別表第1の第3欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条第1項に該当するものにあっては別表第1の第2欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表第4欄に掲げる経費の全額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ）を除く。）とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、前条に規定する補助対象経費の額にそれぞれ別表第1の第5欄又は別表第2の第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む事業費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で申請することができる。

(交付決定)

第8条 市長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、

仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額

（2）本補助金の2割を超える減額

（着手届を要しない場合）

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月13日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行し、平成30年度の補助対象事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助対象事業から適用する。

別表第1（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

1 区分	2 補助対象事業	3 補助事業者	4 補助対象経費	5 補助率	6 備考
1 戸別所得補償支援事業	湖山池周辺水田、初年度に畠と認定された水田（湖山池周辺のものに限る。）及び耕作放棄地等再生事業等により再生した水田に飼料作物等を栽培する事業であって、初年度から平成43年度までの間に行うもの。ただし、初年度以降、最初に水稻以外の飼料作物等を栽培した年度から補助の対象とする。	農業者、農業者で組織する団体及び集落営農組織（農業者2名以上を構成員とする団体とし、代表者、組織、運営について規約の定めがあるものとする。）（以下「農業者等」という。）	戸別所得補償額は、国の戸別所得補償交付金（飼料作物、耕畜連携助成）の不足額相当を補てんするものであり、水田作付面積に10アール当たり45千円を乗じて得た額とし、国の戸別所得補償交付金の交付を受ける農業者等は、水田作付面積に10アール当たり7千円を乗じて得た額とする。 初年度から平成43年度までの戸別所得補償額として、10アール当たり178千円を上限額とする。初年度以降は10アール当たり年間48千円を上限額とする。	10／10以内とする。	
2 営農組合経費助成	湖山池周辺水田、初年度に畠と認定された水田（湖山池周辺のものに限る。）及び耕作放棄地等再生事業等により再生した水田に飼料作物等を栽培する事業であって、平成30年度から平成43年度までの間に行うもの	（以下「農業者等」という。） とする。ただし、湖山池周辺（瀬、三津、福井、松原、西桂見等をいう。）の農業者等に限る。	営農組合経費は、農業者等が行う基幹作業（播種作業）に関する労賃、賃料、研修費、振込手数料及び印紙代等に要する経費とする。	10／10以内とする。	
3 害虫防除等費用助成	湖山池周辺水田、初年度に畠と認定された水田（湖山池周辺のものに限る。）及び耕作放棄地等再生事業等により再生した水田に飼料作物等を栽培する事業であって、平成30年度から平成43年度までの間に行うもの		アワヨトウなど牧草への害虫防除等に要する経費とする。	10／10以内とする。	
4 農地排水不良対策費用助成金	湖山池周辺水田、初年度に畠と認定された水田（湖山池周辺のものに限る。）及び耕作放棄地等再生事業等により再生した水田に飼料作物等を栽培する事業であって、平成31年度から平成43年度までの間に行うもの		農地の排水不良対策に要する経費とする。	10／10以内とする。	